

茅野市社会福祉協議会は、「赤い羽根共同募金」の配分金を財源とした「ボランティア・市民活動助成金」で、子どもや高齢者などへの支援を行う団体等を応援します！

「新型コロナウイルス対策支援向けの ボランティア・市民活動助成金のご案内」

助成目的	新型コロナウイルスの影響を受けた子どもたちや高齢者、障害者、生活困窮者等へ支援活動を行う等、新型コロナウイルス対策に係る活動を行う団体等を助成すること目的とします。
助成対象期間	2020年7月 1日(水)～2020年12月31日(木)
申請受付期間	2020年7月 1日(水)～2020年 7月20日(月)
助成金交付決定	8月上旬(予定) 申請を受付後、審査会を経て決定
助成対象活動	茅野市内において、主として新型コロナウイルスの影響を背景とした福祉的課題を抱える者を対象とした、以下の新型コロナウイルス感染症対応活動 (1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、社会的孤立が懸念される子ども、高齢者、障害者、低所得者等を支援する活動 (2) NPO法人、ボランティアグループ、市民活動団体等が実施する新型コロナウイルス感染症対応に関わる活動(マスク等必要物資の支援活動等) (3) その他本会会長が必要と認めるもの
助成対象団体等	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に地域住民を対象に自主的かつ自発的に進める地域福祉活動を行う当事者組織、ボランティアグループ、NPO法人、福祉団体等。 助成対象となる団体・事業・経費等の詳細は、交付要綱でご確認ください。行政区単位の事業も対象になります。
助成金額	1つの団体に対し、上限4万円
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書に申請に必要な書類等を添え、茅野市社会福祉協議会地域福祉活動推進係へ提出してください。 交付要綱や交付申請書等は、茅野市社会福祉協議会事務局窓口でお渡ししています。また、ホームページからダウンロードすることもできます。

この助成金は、「社会福祉法人茅野市社会福祉協議会ボランティア・市民活動助成金交付要綱」に基づき、ボランティア・市民活動助成金第2次募集と併せて助成金交付を行うものです。

助成金交付に当たっては、交付要綱に基づき、申請書の提出～交付決定～報告書の提出まで手続きが必要となります。また、本要綱により、対象とならない団体や対象とならない経費等もありますので、詳細は、下記までお問合せ願います。

【助成金に関するご相談・お問合せ】

〒391-0002 茅野市塚原二丁目5番45号 ひと・まちプラザ2階
茅野市社会福祉協議会 地域福祉活動推進係 電話:73-4431

○助成金対象経費について

区分	対象となる経費	例
講師謝礼	・講演会、講習会、研究会の講師謝礼	・講習会の講師謝礼
旅費	・招聘講師の旅費	・講習会の講師旅費 ・自家用自動車を利用した物品の配送に係るガソリン代
備品購入費 消耗品費	・事業に係る備品及び消耗品の購入費	・マスクづくりのための生地代 ・配食のための調理器具やお弁当容器の購入代 ・学習支援のための学習ドリルの購入代 ・事業を進めるための参考図書の購入代
保険料	・行事等の参加者に対するボランティア 行幸用保険の保険料	・ボランティア行幸用保険等の保険料
通信運搬費	・切手付きはがき代、事業のPR用チラシの配布や通知文等の郵送料	・見守り活動のための往復はがきの購入 ・電話相談活動による通信費
印刷製本費	・事業に必要な書類、資料、チラシなどの印刷製本費	・チラシのコピー代 ・資料の印刷代
賃借料	・物品の賃借料	・配食のための調理器具の賃借料
会場費	・施設使用料等(光熱費を含む)	・公民館等の使用料及び光熱水費
会議費	・招聘講師に対する茶菓子及び食事代 (酒食を伴うものは除く)	
食料費	・事業に必要な食材、弁当、惣菜の購入費等(酒類は除く)	・子ども食堂等で提供するための食材購入
その他	・事業のために必要かつ適切と認められる経費	・ご不明な点等はお相談ください。

○助成対象にならないもの

- (1) 団体自体の運営維持に要する経費
- (2) 上部団体への負担金や加入組織の会費等
- (3) 団体に所属する会員への諸謝金等
- (4) 他の助成金等の交付を受けている経費
- (5) その他

・助成対象にならない活動団体等は、交付要綱第2条第2項に掲げる活動団体等となります。交付要綱を参照願います。

記載されている例はあくまでも一例です。申請の際には、随時ヒアリングを行うなど確認をさせていただきます。なお、助成対象について細かい内容やご不明の点は、別途お問合せください。

申し込み方法

所定の助成金申請書へ必要事項をご記入の上、添付資料とともに受付期間内に郵送、又は来所にてお申し込みください。 来所にてお申込みされる場合は、お電話で事前にご連絡ください **要予約**

○提出書類：ボランティア・市民活動助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。

- （1）活動団体等の規約、会則、又はこれに類する書類
- （2）活動団体等の構成員名簿
- （3）活動団体等の収支予算書
- （4）活動団体等の事業計画書

○申請書を入手する

茅野市社会福祉協議会ホームページ <http://sharara.or.jp> より必要書類をダウンロードいただけます。

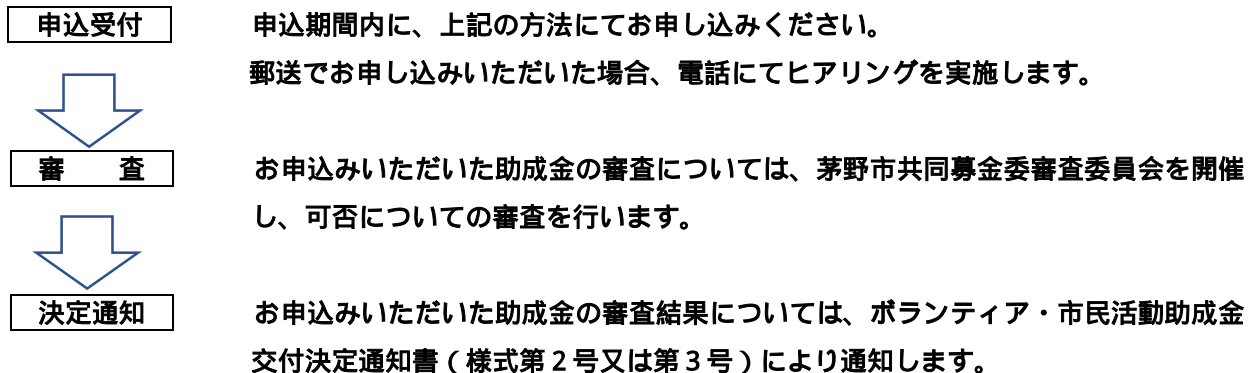
○郵送で申し込む

〒391-0002 茅野市塚原2-5-45 茅野市ひと・まちプラザ2階
茅野市社会福祉協議会 地域福祉活動推進係宛

○来所の予約/お問合せ

TEL (0266) 73 - 4431 FAX (0266) 73 - 8030 E-mail: support@sharara.or.jp

○申請の流れと審査について



○助成金決定後の流れ

